

旅行業者営業保証金供託に係る届出について

1 営業保証金供託に係る届出について

旅行業協会の保証社員（正会員）ではない旅行業者は、「2 営業保証金供託に係る届出が必要なとき」に該当することとなったとき、主たる営業所の最寄りの供託所に営業保証金を供託し、又は営業保証金の保管替え若しくは差替えの手続を行い、その旨を登録行政庁に届け出なければなりません。

この届出は、届出書に供託書の写しを添付して千葉県知事（県担当課）に提出することで行います。（郵送可）

2 営業保証金供託に係る届出が必要なとき

	該当事項	根拠法令 (旅行業法)
	期 限	
(1)	旅行業の新規登録に伴って営業保証金の供託をしたとき 登録の通知を受けた日から14日以内（供託・届出）	第7条第1項及び 第2項
(2)	供託している営業保証金の額が国土交通省令の改正により供託すべきこととなる営業保証金の額に不足することとなるとき その施行の日から3か月以内（その施行の日から3か月を経過する日がその施行の日の属する事業年度の前事業年度の終了の日の翌日から100日を経過する日前である場合にあっては、当該100日を経過する日まで）（供託・届出）	第8条第2項及び 第3項
(3)	毎事業年度終了後において、その供託している営業保証金の額が旅行業法第8条第1項に規定する額に不足することとなるとき 毎事業年度終了後において、その終了の日の翌日から100日以内（供託・届出）	第9条第1項及び 第2項
(4)	変更登録を受けた場合において、その供託している営業保証金の額が旅行業法第8条第1項に規定する額に不足することとなるとき 法令の規定なし（供託・届出）	第9条第5項及び 第6項
(5)	旅行業者が死亡し、旅行業者たる法人が合併により消滅し、若しくは分割によりその事業の全部を承継させ、又は旅行業者がその事業の全部を譲渡したため、登録の抹消があった場合において、旅行業者であった者が供託した営業保証金につき権利を承継したとき 登録の抹消の日から6か月以内（届出）	第16条第2項
(6)	旅行業法第18条第1項の権利を有する者がその権利を実行したため、営業保証金が同法第8条第1項に規定する額に不足することとなったとき 旅行業者営業保証金規則第4条第4項の規定により通知書の交付を受けた日から14日以内（供託・届出）	第18条第1項及び 第2項

(7)	主たる営業所を移転したためその最寄りの供託所が変更したとき 遅滞なく（保管替え・差替え）、法令の規定なし（届出）	第18条の2
(8)	保証社員でなくなったとき 直ちに（供託）、保証社員でなくなった日から7日以内（届出）	第54条第3項及 び第4項
(9)	旅行業協会が旅行業法第41条第1項の指定を取り消され、又は解散したとき（取消し又は解散時に当該旅行業協会の保証社員であったとき） 旅行業協会が旅行業法第41条第1項の指定を取り消され、又は解散した日から21日以内（供託・届出）	第61条第1項及 び第2項

注1：（1）から（3）までについて、期限までに届出を行わず、催告にも応じないときは、登録が取り消されます。

注2：（1）について、届出をした後でなければ、旅行業を開始してはなりません。

注3：（4）について、届出をした後でなければ、変更後の旅行業を開始してはなりません。

注4：（4）及び（7）について、供託、保管替え、差替え及び届出は義務ですので、これらを怠ると、業務改善命令及び不利益処分の対象になることがあります。

注5：（5）について、営業保証金につき権利を承継した事実を証明する書面の添付も必要で、期限までに届出を行わず、催告にも応じないときは、登録が取り消されます。

ただし、営業保証金につき権利を承継せず、（1）の供託及び届出を行うときは、（5）の届出は不要です。

注6：（6）、（8）及び（9）について、期限までに届出をしないときは、登録は、その効力を失います。

ただし、（8）又は（9）の場合で、保証社員でなくなった日に事業を廃止するときは、当該届出は不要です。

3 旅行業者代理業者について

旅行業者代理業者には、営業保証金の供託義務はありません。

4 届出において使用する様式について

「2（5）」を除く届出には旅行業者営業保証金供託届出書を、「2（5）」の届出には届出書（旅行業者営業保証金規則第1号書式）を使用してください。